

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （利用の承認）</p> <p>第二条 条例第五条に規定する施設（以下「施設」という。）の利用の承認を受けようとする者は、東京都都民の森施設利用申請書（別記第一号様式又は第二号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、施設の利用の承認をしたときは、東京都都民の森施設利用承認書（別記第三号様式又は第四号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>第三条（現行のとおり） （利用承認事項の変更）</p> <p>第四条 施設の利用の承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、東京都都民の森施設利用変更申請書（別記第五号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の承認をしたときは、東京都都民の森施設利用変更承認書（別記第六号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>第五条から第八条まで（現行のとおり） （指定管理者に関する読替え）</p> <p>第九条 条例第十一条の規定により指定管理者が都民の森の管理に関する業務を行う場合についての第二条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>別表（現行のとおり） 別記第一号様式から第八号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （利用の承認）</p> <p>第二条 条例第五条に規定する施設（以下「施設」という。）の利用の承認を受けようとする者は、東京都都民の森施設利用申請書（別記第一号様式又は第二号様式）を東京都環境局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 局長は、施設の利用の承認をしたときは、東京都都民の森施設利用承認書（別記第三号様式又は第四号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>第三条（略） （利用承認事項の変更）</p> <p>第四条 施設の利用の承認を受けた者が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、東京都都民の森施設利用変更申請書（別記第五号様式）を局長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 局長は、前項の承認をしたときは、東京都都民の森施設利用変更承認書（別記第六号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>第五条から第八条まで（略） （指定管理者に関する読替え）</p> <p>第九条 条例第十一条の規定により指定管理者が都民の森の管理に関する業務を行う場合についての第二条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「東京都環境局長（以下「局長」という。）とあり、及び「局長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>別表（略） 別記第一号様式から第八号様式まで（略）</p>